

**組合に相談しよう**  
 不払い相談、融資・税金相生  
 談、教育資金、サラ金、生  
 活保護、社保未加入問題…  
**練馬支部 03-3825-5522**



定価三十円

購読料は組合費に  
含まれています。

発行所  
 東京土建一般労働組合  
 城北ブロック会議  
 東京都豊島区西池袋 5-22-15  
 板橋 (3963) 5325  
 ※練馬 (3825) 5522  
 豊島 (3986) 2471  
 北 (3902) 7121  
 発行人 代表者 川合 正人  
 発行日 1日、9日、17日、25日

# 全建総連100万人 国会請願署名



署名を求める仲間

3月29日、練馬や大泉・署名行動を行い74人が  
 学園などの6駅頭で宣伝 参加しました。

## 213筆集約

区内6駅頭で  
建設業の実態訴え

これまで組合内で  
 取り組んできた全建  
 総連の「建設労働者  
 の雇用改善、担い手  
 確保・育成に関する  
 請願書」への署名を  
 通行人に求め、衆議  
 院長宛て108  
 筆、参議院長宛て



山添議員に署名提出

105筆の計213筆を  
 集約。各駅頭では役員ら  
 がマイクを握り、「建設  
 労働者が少なくなれば災  
 害時の復旧、復興活動も  
 ままならない。社会を動  
 員し、参議院長宛て

「私親も建設業。頭張ってほしい」「皆さんの仕事がこれからも欠かせないものだと分かっています。温かい言葉を送らせてください。」

練馬支部では仲間や家族のほか、共闘団体等の協力も得て3月末までに

# 支部65周年 "一致団結、誓い合う"



基調報告を聞く参加者

## 第67回定期大会

## 246人の仲間集う

東京土建練馬支部の第67回定期大会が4月7日、コネリホールで行われ支部役員42人、代議員168人、特別代議員36人の計246人が参加しました。小名日出夫執行委員(春日分会)を運営委員長、工藤吉春代議員(旭町光が丘分会)を選挙管理委員長、市川宏也代議員(石神井台分会)を資格審査委員長に任命。中込祐執行委員(新豊玉分会)と佐々木淳子代議員(泉分会)を議長に選出し、議事に入りました。

福岡忠行委員長のあいさつに続いて、池田直隆書記長が基調報告。消費税のインボイス(適格請求書)制度に悩む仲間への相談活動や、4年ぶりの通常開催に戻った住宅デーなど23年度の取り組みを振り返った上で、「新型コロナウイルス危機をくぐり抜け、本来の組合活動を取り戻しつつある中で奮闘に奮闘を重ねてきた1年だった」と総括しました。一方で、23年度も組織後退に歯止めがからず、「組織人員6000人の維持も危ぶまれる状態になっており、財政のみならず組織強化や新たな役員選出など組合を運営していく上で極めて難しい時期を迎えつつある」と強調。練馬支部は今年9月に結成65周年を迎えますが、「その記念事業を軸に組織強化と拡大運動を推進する」と、24年度方針を提案しました。

午後には23年度決算、会計監査報告、24年度予算案を審議。4会場に分かれて7つの分科会を開催。各専門部の23年度総括と24年度方針案を討議し、いずれも承認されました。その後全体会を再開。基調報告や予算案、分科会報告などが採択されました。役員改選に移りました。役員改選に一致団結して、今年一年を振り返り、「5年間執行委員長と頭張っていきまします」と抱負を語りました。最後に岡忠行さん(石神井分会)が勇退し、後任に伊藤慶一郎さん(新豊玉分会)を選出。伊藤新委員長は

この後、総括と方針案を補強するため、4分会の活動経験を報告(要旨2面)。続いて討論が行われ、大泉東分会から書記長選挙を巡って「常駐型」の告示に対し、非常駐が立候補したこと、組合規約や申し合わせ事項の整合性を問う声が上がりました。その結果、「機関会議決定は重要であること」「今後、申し合わせ事項は規約に抵触すること」も押さえながら全体でしっかり確認していくこと」で意見が一致しました。

## 〈大会来賓〉

東京土建本部  
 小番書記長、土橋弘典常任中央執行委員、間中淳一郎書記  
 城北ブロック  
 板橋支部・須賀朗副執行委員長、豊島支部・桑山浩司副執行委員長、北支部・中西昭一副執行委員長、練馬支部・和田定雄元執行委員長  
 首都圏建設産業ユニオン練馬支部  
 樋口秀之副執行委員長  
 練馬区労働組合総連合(練馬労連)  
 岸田幸雄議長  
 大会メッセージ・祝電

前川輝男練馬区長  
 ※このほかにも多くのメッセージをいただきました。ありがとうございました。

「ここにいる新執行部は、一致団結して、今年一年を振り返り、「5年間執行委員長と頭張っていきまします」と抱負を語りました。最後に岡忠行さん(石神井分会)が勇退し、後任に伊藤慶一郎さん(新豊玉分会)を選出。伊藤新委員長は

## 春の拡大月間

結集・交流による  
組織強化を前面に

春の拡大月間(4~5月)目標は分会人数の3.5%、支部全体219人です。この月間から「シン・拡大運動」と銘打ち、拡大行動日を「分会交流日」と改めて仲間の結集や交流を前面に。期間中は不払いや働き方改革などの各種相談体制も強化します。未加入の知り合いに声を掛け、頼りになる東京土建をアピールし加入につなげましょう。



▼今号から小欄を任された。自己紹介の代わりにふるさと山梨の思い出話を一つ

▼県東部に富士山がそびえ立つが、登山ルートは吉田(山梨側)、須走、御殿場、富士宮(いずれも静岡側)に分かれる。「吉田は初心者、須走は上級者向け」と言われるが、どのルートも山頂に近づくほど険しくなる「言わんとするのは、やり方が違っても目指すところは同じ。だからこそ、目標に向かってそれぞれがスキルや経験をぶつけ合うべき」と。ベテランが新入社員にこう説いているのを数え切れないほど見た▼この春、練馬支部の執行委員長が5年ぶりに交代。前委員長の福岡忠行さんは「団結」、新委員長の伊藤慶一郎さんは「心一つ」をキーワードに挙げてあいさつした。言葉は異なるが、一人ひとりの仕事と暮らしを向上させるために手を取り合っただけで進まなければいけない。これからの議論は避けられないが、それを乗り越えることで大きく強いつながりがつくられるのでは▼冒頭の富士山にたとえるなら、今の練馬支部は登山ルートが確定し、第一歩を力強く踏み出した。(今)

# ねりまインパクト宣伝行動



## インボイスは即刻中止だ!

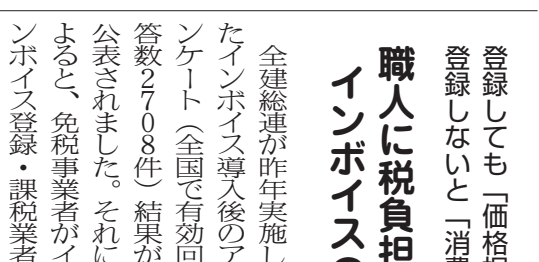
消費税減税・インボイス制度の中止を求める「ねりまインパクト宣伝行動」を3月26日、石神井公園駅で実施。練馬支部の仲間67人を含む79人が参加しました。リレー形式での訴えでは、都議や区議の訴えとともに三角

今年で55回目を迎えた3・13重税反対・集団申告には、東税務署コースに86人(練馬支部41人、西税務署コースに60人(練馬支部41人)の合計146人が参加しました。インボイス、改正電子



## 3・13重税反対区民集会&集団申告

帳簿保存法、命令制度など納税者にとって新たな負担となる制度が導入されるに備え、今後待ち受ける車庫増税など、怒りの声を上げて各税務署まで行進しました。



## 職人に税負担押し付け、インボイスの実態明らかに

登録しても「価格据え置き」65%登録しないと「消費税分値引き」36%全建連が昨年実施したインボイス導入後のアンケート(全国で有効回答数2708件)結果が公表されました。それによると、免税事業者がインボイス登録・課税事業者になった後も「上位業者との取引価格が据え置きだった」との回答が65%にのぼり、消費税分の価格転嫁ができていないことが明らかになりました。逆にインボイス登録をせず免税事業者のままだったケースでは「消費税



## 女性の会/シニア友の会/青年部 2024年度方針と役員を確認

支部青年部・シニア友の会・女性の会は3月16日、練馬支部会館でそれぞれ大会・総会をひらき、新年度方針と新役員体制を確立しました。

【女性の会】78人の参加で開催。総会では日中の代議員が発言し、会員減少の厳しい中でも「ベテランも若い人も楽しく交流、はげた女性」の会をスローカーンに活発な討論が行われました。

【シニア友の会】13分会21人が参加。討論では、分会シニア友の会の活動強化について各分会から活発な意見が出され、総会後の懇親会で交流が深められた。

【青年部大会】3分会21人が参加した分会合(敬称略)。

## シニア友の会

副会長・若松江江、旭町光が丘、鈴木隆博、田柄分、岡田末勝(賞井分会)、高松恵美(賞井分会)。

事務局長・住友かつ子(石神井分会)。

会計監査・奥澤悦子(関町分会)、荒川富士子(大泉分会)。

【青年部大会】副会長・若松江江、旭町光が丘、鈴木隆博、田柄分、岡田末勝(賞井分会)。

事務局長・奥澤悦子(関町分会)。

【青年部大会】副会長・若松江江、旭町光が丘、鈴木隆博、田柄分、岡田末勝(賞井分会)。

事務局長・奥澤悦子(関町分会)。

# 2024年度 支部役員

執行委員長 伊藤慶一郎(新豊玉)	畑澤友美(南事業所)
副執行委員長 上原良子(早宮)	新島秀成(早宮)
肥野信彦(石神井台)	加藤忠(西大泉)
三角真弓(高松)	西川忠夫(西大泉)
和嶋英一(田柄)	武石誠(富士見台)
柄澤耕一(大泉東)	西川利彦(大泉東)
書記長 唐澤一喜(常駐)	赤松雄太(青年部長・練馬)
書記次長 佐藤大地(常駐)	中尾幸一(北練馬)
友成京介(常駐)	中山千里(田柄)
渡辺直樹(常駐)	赤松勝(練馬)
常任執行委員 小玉祥子(春日)	川村圭介(桜台)
	豊島浩一郎(豊玉)
	小名日出夫(春日)
	淡路美治(高松)
	寺田浩(土支田)
	井村満(南田中)
	杉本雄二(大泉東)
	今成辰夫(学園)
	松尾浩道(西大泉)
	住友光一(石神井台)
	住友孝司(旭町光が丘)
	豊原孝仁(石神井)
	嘉藤悠太(新大泉)
	小谷昭和(早宮)
	金澤智(中村)
	奈良正隆(富士見台)
	中込祐(新豊玉)
	楊洪芳(北大泉)
	中澤裕美(南事業所)
	野沢寛子(春日)
	坂本美子(高松)
	貴井・泉、上石神井、北事業所、谷原台、関町
	常任執行委員待遇
	神尾恵美(支部女性の会長・田柄)
	上原誠(本部常任中央執行委員・早宮)
	住友かつ子(支部女性の会事務局長・石神井台)
	佐藤則年(支部シニア友の会長・高松)
	会計監査
	天野一也(旭町光が丘)
	野沢寛子(春日)
	坂本美子(高松)

# 第67回支部定期大会での 分会経験報告(要旨)

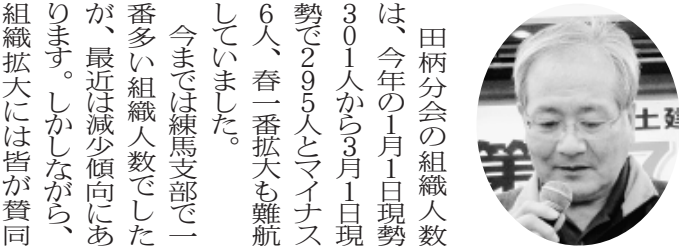


センターに集まる田柄分会の仲間

分会の行事や交流会では、見学してもらつても未加入者を誘い、組合を知ってもらつチャンスとして「仲間を広げる機会」にしていきます。



7月1日の桜台分会学習会に集まった仲間

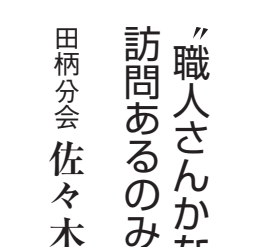


田柄分会の組織人数は、今年1月1日現勢301人から3月1日現勢で295人とマイナス6人、春一番拡大も難航していました。

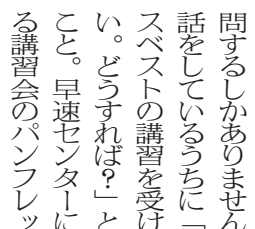


桜台分会は、早い時期からインボイスの周知に取り組み、5年前に第1回学習会を開催。昨年7月には、分会の垣根を越えて普段から仲良くさせて頂いている他分会の方々にもお声をかけし、2回目の学習会を開催しました。

おさらい、③10月1日以降どうすればいいか? 「課税事業者になる編」「免税事業者のままの編」④4つの変更点、⑤益税は存在しない、⑥国民の90%が騙されている消費税のウソ。



田柄分会 佐々木隆 代議員(分会長)



桜台分会 武田知之 代議員(税金経営対策部長)



「職人さんかな」と思った訪問あるのみ

「統一行動は必ず行い、組合員さんも常に4~5人は集まって行動します。」

「税金経営対策部長」

# 伊藤慶一郎新委員長の 就任あいさつ



新執行委員長としてみなさんから承認されました伊藤と申します。これからどうぞよろしくお願

です。練馬支部、東京土を屈けました。拡大は地味な行動ですが、制度を守り続けるには、仲間が減ることほ不安です。田柄分会も300人を割ってしまったね

また、群会議のときに、何かかからない事は、何かと声をかけ、困っている人を掘り起こす、悩みを浮き彫りにする、ということでも組合員さんとのつながりを重視してやってきているところで

「職人さんかな」と思った訪問あるのみ

「統一行動は必ず行い、組合員さんも常に4~5人は集まって行動します。」

「税金経営対策部長」

「職人さんかな」と思った訪問あるのみ

# 住宅デーの宣伝が分会を和やかに

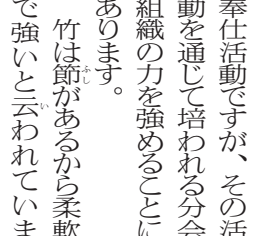


富士見台分会 角田良平 代議員

富士見台分会は6月に住宅デー、11月に分会でけん祭りを開催しています。目的は地域住民への奉仕活動ですが、その活動を通して培われる分会組織の力を強めることにあります。

「後継者対策部長」

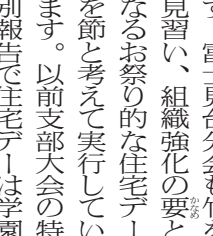
「職人さんかな」と思った訪問あるのみ



「職人さんかな」と思った訪問あるのみ

「職人さんかな」と思った訪問あるのみ

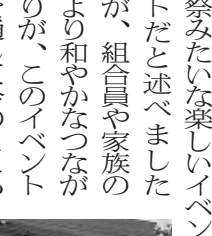
「職人さんかな」と思った訪問あるのみ



「職人さんかな」と思った訪問あるのみ

「職人さんかな」と思った訪問あるのみ

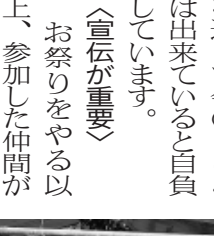
「職人さんかな」と思った訪問あるのみ



「職人さんかな」と思った訪問あるのみ

「職人さんかな」と思った訪問あるのみ

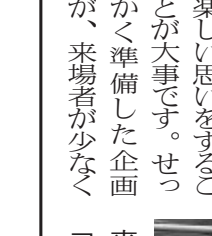
「職人さんかな」と思った訪問あるのみ



「職人さんかな」と思った訪問あるのみ

「職人さんかな」と思った訪問あるのみ

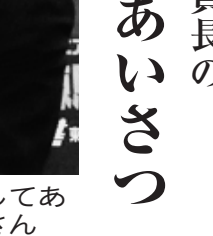
「職人さんかな」と思った訪問あるのみ



「職人さんかな」と思った訪問あるのみ

「職人さんかな」と思った訪問あるのみ

「職人さんかな」と思った訪問あるのみ



「職人さんかな」と思った訪問あるのみ

「職人さんかな」と思った訪問あるのみ

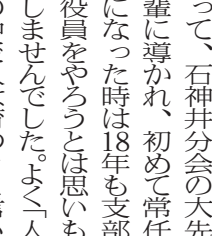
「職人さんかな」と思った訪問あるのみ



「職人さんかな」と思った訪問あるのみ

「職人さんかな」と思った訪問あるのみ

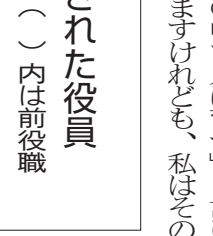
「職人さんかな」と思った訪問あるのみ



「職人さんかな」と思った訪問あるのみ

「職人さんかな」と思った訪問あるのみ

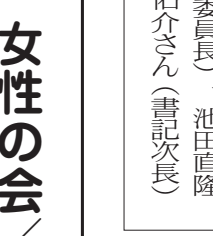
「職人さんかな」と思った訪問あるのみ



「職人さんかな」と思った訪問あるのみ

「職人さんかな」と思った訪問あるのみ

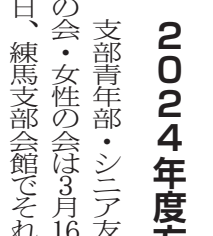
「職人さんかな」と思った訪問あるのみ



「職人さんかな」と思った訪問あるのみ

「職人さんかな」と思った訪問あるのみ

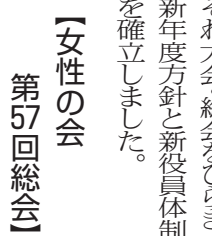
「職人さんかな」と思った訪問あるのみ



「職人さんかな」と思った訪問あるのみ

「職人さんかな」と思った訪問あるのみ

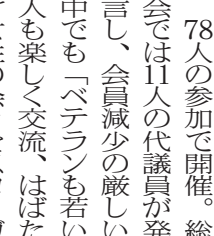
「職人さんかな」と思った訪問あるのみ



「職人さんかな」と思った訪問あるのみ

「職人さんかな」と思った訪問あるのみ

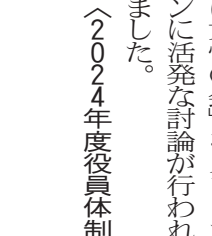
「職人さんかな」と思った訪問あるのみ



「職人さんかな」と思った訪問あるのみ

「職人さんかな」と思った訪問あるのみ

「職人さんかな」と思った訪問あるのみ



「職人さんかな」と思った訪問あるのみ

「職人さんかな」と思った訪問あるのみ

「職人さんかな」と思った訪問あるのみ

# 「働き方改革」のポイントを学び

○適正な残業代の支払い

3月15日、18日に練馬支部会館とWEBで開催した「働き方改革」学習会に15社が参加しました。今回はZOOMでも配信することで、より多くの事業所が理解を深めることができました。当日の参加者からは「理解が不十分なところがあったが今回の学習で理解が進んだ」、「これまでの考え方ではなく、会社全体で理解し、進めていく必要があると感じた」などの意見が寄せられました。学習会は今後も適宜実施していきます。

## ■学習したポイント■

### 〈基礎編〉

▼社員を雇った時：労働条件を明示した労働条件通知書または労働契約書、雇入通知書の作成・交付義務

▼法定4帳簿の作成と保管：労働者名簿、賃金台帳、出勤簿、有給管理簿の作成・保管(3年間)

### ▼36協定の締結と届出：

法定労働時間(1日8時間・週40時間)以上の残業や法定休日出勤を課す場合、労使間で36協定を締結し、「時間外労働・休日労働に関する協定届(36協定届)」を労働基準監督署に届出する必要があります。36協定を締結していなければ残業させ

ることはできません。

○4月から建設業にも課される残業規制

○時間外労働規制の内容(罰則付き)

①時間外労働(法定休日労働は含まず)の上限は、原則として月45時間・年間360時間となり、臨時的な特別の事情がなければ、これを超えることはできません。

②臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合でも、以下の制限があります。

種類	支払う条件	割増賃金
時間外	法定労働時間(1日8時間・週40時間)を超えた時	25%以上
	時間外労働が限度時間(1ヵ月45時間、1年360時間等)を超えた時	25%以上
	時間外労働が1ヶ月60時間を超えた時	50%以上
休日(休日手当)	法定休日(週1日)に勤務させたとき	35%以上
深夜(深夜手当)	22時から5時までの間に勤務させたとき	25%以上

### 「残業」はどこから残業？

法定労働時間を超えて働いた分を時間外手当(残業代)として支払う必要があります。法定休日に働かせた場合は時間外手当でなく休日手当として支払う必要があります。

例：事業所の定める労働時間が始業時刻9：00 休憩時間12：00～13：00 終業時刻17：30の会社であれば法定労働時間は7時間30分となります。この場合、9：00始業、18：00終業の労働者の「残業」は30分となりますが、法定時間内のため「時間外労働」は「なし」となります。ただし、所定労働時間を過ぎていたため所定時間外労働(残業手当)として(0.5時間分)の支払いが必要となる場合があります。残業時間の算定基準は、所定労働時間を超える時間とするか、法定労働時間を超える時間とするかは労使の定めによって決まります。

## ★法定労働時間と所定労働時間

### ＜法定労働時間＞

労働基準法で定められた労働時間の限度 1日8時間及び1週40時間  
労働法律で定められた休日 毎週少なくとも1回

\*これを超えるためには前述の36協定の締結・届出が必要

### ＜所定労働時間＞

事業所が就業規則等で定める労働時間が「所定」労働時間

(例)・事業所の定める労働時間が始業時刻9：00、休憩時間12：00～13：00、終業時刻17：30であれば、所定労働時間は7時間30分となります。

・休日については毎週土曜・日曜を休日、そのうち日曜を法定休日と定めた場合、日曜日に労働した場合は「法定休日労働(35%の割増賃金)」となります。土曜日に労働した場合は「所定外労働」となりますが、月曜～土曜までに労働した時間が40時間を超えていた場合には、超えた時間は「時間外労働(25%の割増賃金)」にカウントされるので注意が必要です。

外労働時間ではなく、法定外労働時間の超過時間で判断

・時間外労働：年720時間以内  
・時間外労働十休日労働：月100時間未満、2～6か月平均80時間以内

③原則である月45時間を超えることができないのは、年6か月まで。

④法定違反の有無は「所定時間以内」

### ○年5日の有給を取得させる義務

使用者は年10日以上の年次有給休暇(有給)が付与されるものに5日以上の有給を取得させる義務があります(そのために時季の指定を行うことができます)。

### ○まとめ

時間外労働・休日労働をめぐり労使間のトラブル(残業代未払いなど)を回避するためにも、労働時間の記録・管理が特に重要です。

# 福島原発事故被災13年 練馬から全国から脱原発の声

東電福島第一原発事故でいまだ2万人以上の被災者がふるさとに戻ることができない状況が続いているにもかかわらず、政府はあたかも事故がなかったかのように「原発回帰」政策を押し進めています。事故から13年となる3月、全国各地で脱原発を求める行動・集会が開催されました。

## 地震の国に原発いらない！ さよなら原発練馬でもデモ

3月20日(水・祝)に平和団体・女性団体・区人(土建21人)が参加し、午後1時に開催される全議会議野党会派など140名が参加しました。平成つじ公園

## さよなら原発全国集会 6000人が結集

午後の全国集会は、雨の開始となりましたが、発からの避難が不可能であることを示した能登半島地震被災者からの報告を受け、「フクシマを忘れない！原発再稼働を許さない！汚染水を流すな」と2コースに分かれて



をスタートし、練馬区役所前を経て練馬駅まで休日(日)にぎわう通りを会場で独自につくったプラカードを掲げ、「地震の国に原発いらない」と区民にアピールしました。



▼事業主には従業員の労働時間を適正に把握する義務があります。出勤簿の活用、またはタイムカード・アプリ等により労働時間(始業・終業・休憩時間)を把握、出勤を管理しましょう。

### ①「1日」「1か月」「1年」のそれぞれの

時間外労働が36協定で定めた時間を超えないこと、②休日労働の回数・時間が36協定で定めた回数・時間を超えないことに注意してください。

## 書記局員の異動等のお知らせ

### ●練馬支部に異動

・唐澤 一喜(本部より)

### ●練馬支部から異動

・鶴岡 泰(渋谷支部より)  
・池田 直隆(本部へ)  
・亀川 佑介(本部へ)  
・江成 道宏(江戸川支部へ)  
・梶勝文(再雇用期間満了・退職)